

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十九号

昭和四十八年九月十八日(火曜日)
午後二時三十一分開会

出席者は左のとおり。
理事

委員

委員	園田 清充君	初村 瀧一郎君	工藤 良平君	中村 波男君	塩田 啓典君	梶木 又三君	河口 陽一君	小林 国司君	田口 長治郎君	鍋島 直紹君	温水 三郎君	堀本 宜実君	杉原 一雄君	向井 長年君	塚田 大願君	衆議院議員
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	代理理事	農林水産委員長	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君	衆議院議員	
	農務大臣	農林 大臣	櫻内 義雄君	大河原 太一郎君	荒勝 巖君	宮出 秀雄君										

○農林水産政策に関する調査
(畜産物価格等緊急対策に関する決議)

〔理事初村瀧一郎君委員長席に着く〕

○理事(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

仮谷衆議院農林水産委員長代理。

○衆議院議員(仮谷忠男君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

去る五月二十二日、有明海におけるいわゆる第三水俣病問題が提起されて以来、水銀、PCB等の有害物質による一部魚介類の汚染問題は、水産食品の安全性に対する国民の不安と不信を引き起こし、このため、漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等は、漁業の操業の停止、水産物の販売の不振、魚価の低落等により甚大な損害をこうむり、その事業の経営はもとより生活さえも危機に追い込まれ、大きな社会問題となっておるのであります。

このような事態に対処し、沿岸漁業者等の事業の経営または生活の窮乏を打開するための緊急対策として、水銀等により魚介類が汚染されていることまたは汚染されているおそれがあることに起因する被害漁業者等に対して低利資金を円滑に融通する措置を講じ、事業の経営と生活の安定に資することができるようになることが緊要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村は、政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内に住所を有する被害漁業者等に対し融資機関が経営資金を貸し付けるときは、当該貸し付けについて利子補給を行なう旨の契約及び当該融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を締結することができるようにいたしております。

第二に、政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県または市町村が利子補給を行なうのに要する経費及び政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けについて融資機関が受けた損失を補償するのに要する経費の全部または一部を補助することといたしております。

第三に、補助金の額は、政令で定める特定地域内に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けにかかるとの額については、利子補給額の百分の六十五に相当する額または融資機関ごとの貸付金の総額に年三・五七五以内において政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額とし、また、特定地域以外の地域に住所を有する被害漁業者等に対する貸し付けにかかるとの額については、利子補給額の百分の五十に相当する額または融資機関ごとの貸付金の総額に年二・七五以内において政令で定める率を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額といたしております。

このほか、融資措置等の適正かつ円滑な運用を期するために必要な事項についての規定を設けることといたしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○理事(初村瀧一郎君) それでは、これより本案の質疑を行ないます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。――別に御発言もなければ質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより採決を行ないます。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する附帯決議案が先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案いたします。

案文を朗読いたします。

「水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案」に対する附帯決議(案)

水銀、PCB等による汚染問題が、国民の魚介類に対する不安、不信を惹起し、その結果、漁業者等を困窮におとしめている実情にかんがみ、政府は、すみやかに、左記事項を考慮し、必要な立法措置等をとることによつて、公害による漁業被害に対する基本対策を確立するとともに、本法の円滑なる運用を期すべきである。

るもののみで、旭川地域向けのものには適用されない。他面、国の指定生産地として指定された上川北部和寒町の冬キャベツのときは、従来同様旭川市場あてに出荷しても価格補償の対象外とされて不利であるだけでなく、その生産量の五十パーセント以上を遠く札幌地域あて出荷の義務づけをされるといつた矛盾不合理を生じている。

三、昭和四十七年度から国が実施した秋冬季重要野菜計画生産出荷特別事業により、生産県からの積雪寒冷、遠距離輸送の本道向け冬野菜出荷意欲は減退の一途をたどる傾向にあり、このままでは開発途上にある本道の道民生活を維持安定することは容易でない。生産者及び道民生活全般の安定向上を期し、冬季間における野菜需要量の約六十パーセント以上を占めている札幌地域と旭川地域を同時に国の秋冬季重要野菜計画生産出荷特別事業の指定地域に追加適用する必要がある。

第五三八三号 昭和四十八年九月六日受理

ほ場整備事業の通年施行のための休耕に対する補償措置の確立に関する請願

請願者

札幌市中央区北四条西一丁目北海
道土地改良事業団体連合会会長
宮北三七郎

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

九月十八日本委員会に左の案件を付託された。予備審査のための付託は九月十三日

一、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案（衆）

昭和四十八年十月三日印刷

昭和四十八年十月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局